

生活交通確保維持改善計画（地域公共交通確保維持事業のうち
地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統関係）

平成 28 年 10 月 1 日

（名称）佐久市地域公共交通確保維持改善協議会
（代表者名） 会長 小池 茂見

0. 生活交通確保維持改善計画の名称

佐久市地域内フィーダー系統確保維持計画（平成 29 年度～平成 31 年度分）

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

佐久市内の公共交通は、北陸新幹線、JR小海線、しなの鉄道と、民間事業者による路線バス、市の補助による廃止代替バス、市による市内巡回バスや過疎地域でのデマンド式乗合タクシーにより構成されている。これらバス等の公共交通機関は、通勤、通学や通院等の市民の「生活の足」となり、日常生活に必要不可欠な移動手段となっている。

しかし、自家用自動車への依存の高まりや少子高齢化の進展に伴い、民間交通事業者の経営環境の悪化や市の財政負担の増加など、地域公共交通を取り巻く現状は厳しさを増している。今後本格的な少子高齢社会を迎えるにあたり、公共交通を取り巻く環境や地域社会の変化に対応して、交通移動手段を持たない市民の生活の支えとなり、また環境への負荷も小さい地域公共交通を確保・維持していくことが重要な課題となっている。

このような背景により、平成 24 年 10 月に、地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査事業）を活用して、市内の公共交通のあり方を検討した。

この結果を受け、平成 25 年度から、新たに市が補助を行い運行維持を図った山手線、利用者の利便性向上のため一部経路を変更した市内巡回バス中央線、岸野線、廃止代替バス志賀線、市内巡回バスを廃止しデマンドタクシーとしての運行に変更した臼田地域の湯原新田線、十二新田線、田口線、岩水線について地域内フィーダー系統確保維持事業を活用しており、今後も引き続き同事業を活用して市民の移動手段の確保・維持を図りたい。

佐久市生活交通ネットワーク計画に基づいて実施した、利用者に対する乗車ヒアリング調査や区等の要望に基づき、佐久市内公共交通運行体系の見直しを行った結果、運行の効率化を図るとともに利用者数と利便性の向上を図りたい。特に山手線については、野沢・中込方面行きの夕方の便と八幡・望月方面行きの朝の便各 1 便の増便を行ったことから、利用者数の向上を図りたい。また、中佐都線について、経路を一部変更して中原停留所を経由するようにしたことから、利用者数の向上を図りたい。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

(1) 事業の目標

平成 29 年度～平成 31 年度の 3 か年度の事業実施による数値目標を下記のとおりとする。
高齢者、児童生徒など交通弱者が使いやすい公共交通を提供することにより、次の利用者数を目標とする。

■路線別利用者数

・山手線（通学通勤バス山手線、地域間連絡バス山手線）	60 人/日
・志賀線（通学通勤バス志賀線、地域間連絡バス志賀線）	26 人/日
・市内巡回バス（中央線）	10 人/日
・市内巡回バス（岸野線）	40 人/日
・市内巡回バス（中佐都線）	36 人/日
・市内巡回バス（平根線）	20 人/日
・市内巡回バス（平賀線）	10 人/日
・臼田地域デマンドタクシー（湯原新田線、十二新田線、田口線、岩水線）	8 人/日

■バス利用者満足度（佐久市全体）

- ・現況（平成 27 年度）の 87.7%から 89.0%（平成 29 年度、1.3 ポイント）増加

■収支割合（佐久市全体）

- ・現況 24%（平成 27 年度）から 25%以上（平成 29 年度）

(2) 事業の効果

(1) 山手線（通学通勤バス山手線、地域間連絡バス山手線）

朝夕の通学通勤時間帯には、通学通勤バス山手線として平日毎日運行し、地域間幹線系統である「佐久上田線」の野沢バスセンター停留所、「中仙道線」の八幡バス停留所と共有することにより、児童生徒、通勤者の市内の通学通勤手段が確保される。

また、日中は曜日運行で地域間連絡バス山手線として運行し、朝夕と同様に地域間幹線系統と接続、補完し合うことにより、高齢者等の買い物や通院などの日常生活に必要な移動手段が確保され、地域住民の外出促進及び地域の活性化にもつながる。

平成 28 年 4 月 1 日より、新たに、野沢・中込方面行きの方の便と八幡・望月方面行きの朝の便各 1 便の増便を行い、利便性を高めたことから、利用者数の向上を図りたい。

(2) 志賀線（通学通勤バス志賀線、地域間連絡バス志賀線）

朝夕の通学通勤時間帯には、通学通勤バス志賀線として平日毎日運行し、地域間幹線系統である「佐久上田線」の佐久平駅停留所、「中仙道線」の浅間総合病院停留所と共有することにより、児童生徒、通勤者の市内の通学通勤手段が確保される。

また、日中は曜日運行で地域間連絡バス志賀線として運行し、朝夕と同様に地域間幹線系統と接続、補完し合うことにより、高齢者等の買い物や通院などの日常生活に必要な移動手段が確保され、地域住民の外出促進及び地域の活性化にもつながる。

(3) 市内巡回バス（中央線、岸野線、中佐都線、平根線、平賀線）

曜日運行で運行し、地域間幹線系統である「佐久上田線」の佐久平駅停留所、「中仙道線」の岩村田駅停留所と共有し接続、補完し合うことにより、高齢者等の買い物や通院などの日常生活に必要な移動手段が確保され、地域住民の外出促進及び地域の活性化にもつながる。中佐都線については、中原停留所を経由するようにして経路を一部変更したことから、利用者数の向上を図りたい。

(4) 臼田地域デマンドタクシー（湯原新田線・十二新田線・田口線・岩水線）

臼田地域を 4 系統により網羅し、地域間幹線系統である「佐久上田線」の佐久総合病院バス停留所と共有することにより、地域間幹線系統と接続、補完し合い、地域住民の市内の移動を支援する機能を有する。これにより、高齢者等の買い物や通院などの日常生活に必要な移動手段が確保され、地域住民の外出促進及び地域の活性化にもつながる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

① 予定している時刻表・運行予定期間

予定している時刻表 … 別添
運行予定期間 … 下記③のとおり

② 運行事業者決定の経緯

(1) 山手線（通学通勤バス山手線、地域間連絡バス山手線）

従来、千曲バス(株)が自主運行路線として本路線を運行してきており、道路網・集落分布などの地域の実情を熟知しているとともに、冬期間の運転技術を有し安全性に優れていること、運行に必要なバス車両等を保持していること、地域の交通事業者に運行を任せることが地域企業の育成や地域経済の活性化につながるなどから、千曲バス(株)を運行事業者とすることについて、本協議会にて承認した。

(2) 志賀線（通学通勤バス志賀線、地域間連絡バス志賀線）

千曲バス(株)のかつての自主運行路線である本路線に、現在は市が補助金を支出して運行を維持しているため、千曲バス(株)が道路網・集落分布などの地域の実情を熟知しているとともに冬期間の運転技術を有し安全性に優れていること、運行に必要なバス車両等を保持していること、地域の交通事業者に運行を任せることが地域企業の育成や地域経済の活性化につながるなどから、千曲バス(株)を運行事業者とすることについて、本協議会にて承認した。

(3) 市内巡回バス（中央線、岸野線・中佐都線・平根線・平賀線）

従来、市が千曲バス(株)に委託して本路線を運行しており、千曲バス(株)が道路網・集落分布などの地域の実情を熟知しているとともに冬期間の運転技術を有し安全性に優れていること、運行に必要なバス車両等を保持していること、地域の交通事業者に運行を任せることが地域企業の育成や地域経済の活性化につながるなどから、千曲バス(株)を運行事業者とすることについて、本協議会にて承認した。

(4) 臼田地域デマンドタクシー（湯原新田線、十二新田線、田口線、岩水線）

市内の道路網、集落分布などの地域の実情を熟知しているとともに冬期間の運転技術を有し安全性に優れていること、地域企業の育成や地域経済の活性化の観点から、佐久市内に営業所を置き、市の入札指名参加登録を受けているタクシー事業者による指名競争入札の結果により、湯原新田線・十二新田線・岩水線・**田口線**の運行事業者を(有)高原タクシー、**田口線の運行事業者を東信観光バス(株)**にすることについて、本協議会にて承認した。

③ 運行予定期間

(1) 平成29年度（平成28年10月1日～平成29年9月30日）

- ・ 山手線（通学通勤バス山手線、地域間連絡バス山手線）
- ・ 志賀線（通学通勤バス志賀線、地域間連絡バス志賀線）
- ・ 市内巡回バス（中央線、岸野線、中佐都線、平根線、平賀線）
- ・ 臼田地域デマンドタクシー（湯原新田線、十二新田線、田口線、岩水線）

(2) 平成30年度（平成29年10月1日～平成30年9月30日）

- ・ 山手線（通学通勤バス山手線、地域間連絡バス山手線）
- ・ 志賀線（通学通勤バス志賀線、地域間連絡バス志賀線）
- ・ 市内巡回バス（中央線、岸野線、中佐都線、平根線、平賀線）
- ・ 臼田地域デマンドタクシー（湯原新田線、十二新田線、田口線、岩水線）

(3) 平成31年度（平成30年10月1日～平成31年9月30日）

- ・ 山手線（通学通勤バス山手線、地域間連絡バス山手線）
- ・ 志賀線（通学通勤バス志賀線、地域間連絡バス志賀線）
- ・ 市内巡回バス（中央線、岸野線、中佐都線、平根線、平賀線）
- ・ 臼田地域デマンドタクシー（湯原新田線、十二新田線、田口線、岩水線）

④輸送量が15人～150人/日と見込んだ根拠となる算出式（地域間幹線系統のみ）

地域内フィーダー系統につき、該当なし

⑤地域内フィーダー系統の補足資料

（既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明等を説明した資料）

地域内フィーダー系統は、佐久市内の国道・県道・主要市道路網を有効活用して運行し、地域間幹線系統及び、その他の市内運行路線と接続、補完し合い、市内の移動を支援する機能を有するよう整合を図っている。

なお、山手線は、地域間幹線系統「佐久上田線」の野沢バスセンター停留所、「中仙道線」の八幡バス停留所と共有、志賀線と市内巡回バス（中央線、岸野線）は、地域間幹線系統「佐久上田線」の佐久平駅停留所、「中仙道線」の岩村田駅停留所、臼田地域デマンドタクシーの4系統は、「佐久上田線」の佐久総合病院バス停留所と共有し、地域住民の市内の移動を支援する機能を有している。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

千曲バス株式会社、有限会社高原タクシー、東信観光バス株式会社

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

該当なし

7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

地域内フィーダー系統につき、該当なし

8. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

地域内フィーダー系統につき、該当なし

9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

10. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

現在市内で運行されている市内巡回バスは、主に高齢者や障害者をはじめとする移動が困難な方の通院や買い物などの日常生活に利用されている。乗降の段差が少なく乗降性能に優れたノンステップバスを導入することにより、利用者にとってさらに利用しやすい環境を整備する必要がある。

<p>1 1. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p> <p style="text-align: center;">※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p>
<p>(1) 事業の目標</p> <p>本計画の対象系統である市内巡回バス岸野線、中佐都線、中央線、平根線、平賀線で使用されている車両3台を、平成26年4月の運行よりノンステップバス車両とした。</p>
<p>(2) 事業の効果</p> <p>ノンステップバスは乗降口の段差がなく、バスを利用する高齢者等にとって乗降の負担が軽減され、移動の円滑化が図られる。また、利用環境が改善されることにより、利用者の増加が期待され、バス事業の維持・活性化が図られる。</p>
<p>1 2. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額（表6及び表7又は表8及び表9）【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6及び表7」を添付</p> <p>(1) 取得計画の概要： 市内巡回バス岸野線、中佐都線、中央線、平根線、平賀線で使用されている車両3台を、本事業でノンステップバスに更新する。</p> <p>(2) 事業者：千曲バス株式会社</p> <p>(3) 費用総額：57,676千円</p> <p>(4) 負担者及び負担額：佐久市 48,576千円</p>
<p>1 3. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>1 4. 協議会の開催状況と主な議論</p> <p style="text-align: center;">※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない</p>
<p>平成23年 4月27日（第1回協議会）：公共交通体系の再構築を進めるスキーム 6月1日（第2回協議会）：諸調査の進め方について 8月22日（第3回協議会）：市民アンケート等諸調査の内容について 11月15日（第4回協議会）：市民アンケート等諸調査の結果について 12月21日（第5回協議会）：生活交通ネットワーク計画素案（調査事業）について</p> <p>平成24年 1月16日（第6回協議会）：生活交通ネットワーク計画素案（調査事業）について 1月24日（第7回協議会）：生活交通ネットワーク計画素案（調査事業）について 2月6日（第8回協議会）：生活交通ネットワーク計画素案（調査事業）について 3月9日（第9回協議会）：生活交通ネットワーク計画案（調査事業）について協議・合意 6月1日（第10回協議会）：地域内フィーダー系統確保維持計画について協議 7月26日（書面による報告）：協議会委員に臼田地域デマンドタクシーの運行事業者の決定について報告</p> <p>平成25年 1月29日（第11回協議会）：事業プログラム進捗状況と利用実態調査結果について 6月7日（第12回協議会）：地域内フィーダー系統確保維持計画について協議 8月28日（第13回協議会）：乗車ヒアリング及び利用実態調査の結果について 11月11日（第14回協議会）：平成26年3月の運行改正について</p> <p>平成26年 3月25日（第15回協議会）：平成26年度生活交通ネットワーク計画の改定について 5月28日（第16回協議会）：地域内フィーダー系統確保維持計画について協議</p>

平成 27 年 2 月 5 日（第 17 回協議会）：佐久市バス・デマンドタクシーの利用状況について
 6 月 10 日（第 18 回協議会）：地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
 8 月 25 日（書面協議）：協議会委員の追加、田口線の事業者変更について協議
 10 月 8 日（第 19 回協議会）：乗り込み調査の結果・今後の公共交通の課題等について協議
 12 月 3 日（第 20 回協議会）：山手線の増便、佐久市公共交通の現状と課題について協議
 平成 28 年 6 月 1 日（第 21 回協議会）：地域内フィーダー系統確保維持計画について協議

15. 利用者等の意見の反映

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

平成 23 年度の地域公共交通調査事業により以下のアンケート調査等を実施し、利用者等の利用実態や意見を反映した「佐久市生活交通ネットワーク計画」を平成 24 年 3 月に策定した。

- ・市内 5,000 世帯を対象とした市民アンケート（回収率 51.4%）
- ・市内高校 7 校（約 700 人）を対象としたアンケート
- ・市内 7 地区での地区懇談会（2 回）
- ・パブリックコメント

上記のアンケート結果及び「佐久市生活交通ネットワーク計画」等を本計画策定に当たり参考にするとともに、その後に実施した以下の調査結果等についても本計画策定の参考としている。

- ・臼田地区説明会（平成 24 年 9 月～12 月）
- ・全路線全便の乗降調査・利用者アンケート（毎年度実施）
- ・乗車ヒアリング及び利用実態調査（毎年度実施）
- ・市民アンケート調査（平成 25 年 7 月～9 月）
- ・地区懇談会及び乗車体験会（平成 25 年 11 月）
- ・「ぞっこんさく市」への市内巡回バス貸出とアンケート調査（平成 26 年 10 月）
- ・区の要望

16. 協議会メンバーの構成員

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

関係都道府県	長野県企画部交通政策課、長野県佐久地方事務所地域政策課
関係市区町村	佐久市
交通事業者・交通施設管理者等	千曲バス株式会社、東信観光バス株式会社、公益社団法人長野県バス協会、長野県タクシー協会佐久支部、東日本旅客鉄道株式会社長野支社、千曲バス労働組合、長野県佐久建設事務所、佐久警察署、佐久市建設部土木課
地方運輸局	北陸信越運輸局長野支局
その他協議会が必要と認める者	地区区長会、公募委員、小諸市、信州大学、佐久商工会議所、佐久障害者自立支援協議会、佐久市民生児童委員協議会、佐久市老人クラブ連合会、佐久市 P T A 連合会、連合佐久校長会

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）長野県佐久市中込 3056 番地

（所 属）佐久市 環境部

生活環境課 生活公共交通係

（氏 名）黒沢 武則 大井 裕史

（電 話）0267-62-2111（内線 332・335）

（e-mail）seikatsukankyo@city.saku.nagano.jp